

医政発 0627 第 1 号  
令和 7 年 6 月 27 日

各 

|         |
|---------|
| 都道府県知事  |
| 保健所設置市長 |
| 特別区長    |

 殿

厚生労働省医政局長  
(公 印 省 略)

### かかりつけ医機能の確保に関するガイドラインについて

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 31 号）による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）において、今後、慢性の疾患を含む複数の疾患を有し、医療と介護の複合ニーズを有することも多い高齢者の増加に対応するため、身近な地域における日常的な診療、疾病の予防のための措置その他の医療の提供を行う機能（かかりつけ医機能）の確保を目的とする報告制度等の規定が整備され、令和 7 年 4 月 1 日から施行されたところです。

今般、「かかりつけ医機能が発揮される制度の施行に関する分科会」報告書（令和 6 年 7 月）を踏まえ、当該報告制度等に係る取組が実効的に行われ、地域で必要なかかりつけ医機能が確保されるために必要な事項や留意点等に関してガイドラインを取りまとめたところです。

貴職におかれましては、内容について御了知いただくとともに、管下の医療機関や関係団体に周知をお願いいたします。

#### ○添付資料

- 別添 1 かかりつけ医機能の確保に関するガイドライン
- 別添 2 かかりつけ医機能に関する取組事例集
- 別添 3 院内掲示様式（例）
- 別添 4 患者説明様式（例）
- 別添 5 医療機関向け制度周知リーフレット
- 別添 6 協議に活用する課題管理シート（例）
- 別添 7 協議の結果の公表シート（例）
- 別添 8 かかりつけ医機能報告制度 Q & A 集